

監事監査報告書

学校法人 北上学園

理事会・評議員会 御中

私たち学校法人北上学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人北上学園寄附行為第18条の定めに基づき、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における同学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を監査いたしました。

つきましては、その結果を下記のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要


監事は、理事会及び評議員会などに出席するほか、理事などから事業の報告を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧するとともに、業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について調査を行いました。また、会計監査人と連携し計算書類について検討を加えるなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

2 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、法人の財産及び資金収支・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 業務の執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

令和4年5月13日

学校法人 北上学園

監事 今野 健吾 

監事 菊池 隆 